

## 本人確認書類

### ● 個人情報保護窓口に来訪し請求される場合

以下のいずれかの書類の原本を提示又は提出していただく必要があります。

○ 開示請求書・訂正請求書・利用停止請求書に記載されている開示請求をする方の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている以下の書類。

- ・運転免許証
- ・健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険・船員保険の被保険者証、又は共済組合員証  
(注) 被保険者証を提示の場合は、住所又は居所の確認のために使用しますので、被保険者等記号・番号を書き写すことはいたしません。

また、被保険者証の複写を提出する場合は、コピーした後に被保険者等記号・番号を黒塗りして提出してください。

- ・個人番号カード（住民基本台帳カード（住所記載のあるもの。））

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

なお、個人番号カードの複写を提出する場合は、表面のみ複写してください。

- ・在留カード
- ・特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
- ・小型船舶操縦免許証
- ・運転経歴証明書
- ・猟銃・空気銃所持許可証
- ・宅地建物取引主任者証
- ・恩給証書
- ・児童扶養手当証書
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 等

### ● 郵送等により請求される場合

以下のいずれかの書類の複写及び住民票（ただし、各請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限ります。）を提出していただく必要があります。

なお、住民票に個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。

○ 開示請求書・訂正請求書・利用停止請求書に記載されている開示請求をする方の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている以下の書類。

- ・運転免許証
- ・健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険・船員保険の被保険者証、又は共済組合員証  
(注) 被保険者証の複写を提出する場合は、住所又は居所を確認するために使用しますので、コピーした後に被保険者等記号・番号を黒塗りして提出してください。

- ・個人番号カード（住民基本台帳カード（住所記載のあるもの。））

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

なお、個人番号カードの複写を提出する場合は、表面のみ複写してください。

- ・在留カード
- ・特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
- ・小型船舶操縦免許証
- ・運転経歴証明書
- ・猟銃・空気銃所持許可証
- ・宅地建物取引主任者証
- ・恩給証書
- ・児童扶養手当証書
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 等

● 法定代理人として請求される場合

① 個人情報保護窓口に来訪し請求される場合

以下のいずれかの書類の原本を提示又は提出していただく必要があります。

○ 開示請求書・訂正請求書・利用停止請求書に記載されている開示請求をする方の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている以下の書類。

- ・運転免許証
- ・健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険・船員保険の被保険者証、又は共済組合員証  
(注) 被保険者証を提示の場合は、住所又は居所の確認のために使用しますので、被保険者等記号・番号を書き写すことはいたしません。

また、被保険者証の複写を提出する場合は、コピーした後に被保険者等記号・番号を黒塗りして提出してください。

- ・個人番号カード（住民基本台帳カード（住所記載のあるもの。））

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

なお、個人番号カードの複写を提出する場合は、表面のみ複写してください。

- ・在留カード
- ・特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
- ・小型船舶操縦免許証
- ・運転経歴証明書
- ・猟銃・空気銃所持許可証
- ・宅地建物取引主任者証
- ・恩給証書
- ・児童扶養手当証書
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 等

② 郵送等により請求される場合

以下のいずれかの書類の複写及び住民票（ただし、各請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限ります。）を提出していただく必要があります。

なお、住民票に個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。

○ 開示請求書・訂正請求書・利用停止請求書に記載されている開示請求をする方の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている以下の書類。

- ・運転免許証
- ・健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険・船員保険の被保険者証、又は共済組合員証  
(注) 被保険者証の複写を提出する場合は、住所又は居所を確認するために使用しますので、コピーした後に被保険者等記号・番号を黒塗りして提出してください。
- ・個人番号カード(住民基本台帳カード(住所記載のあるもの。))  
(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

なお、個人番号カードの複写を提出する場合は、表面のみ複写してください。

- ・在留カード
- ・特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
- ・小型船舶操縦免許証
- ・運転経歴証明書
- ・猟銃・空気銃所持許可証
- ・宅地建物取引主任者証
- ・恩給証書
- ・児童扶養手当証書
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 等

③ 法定代理人であることを証明する書類

- ・戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書(家事審判規則第12条)等(ただし、各請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限ります。)

● 任意代理人として請求される場合

① 個人情報保護窓口に来訪し請求される場合

以下のいずれかの書類の原本を提示又は提出していただく必要があります。

○ 開示請求書・訂正請求書・利用停止請求書に記載されている開示請求をする方の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている以下の書類。

- ・運転免許証
- ・健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険・船員保険の被保険者証、又は共済組合員証  
(注) 被保険者証を提示の場合は、住所又は居所の確認のために使用しますので、被保険者等記号・番号を書き写すことはいたしません。

また、被保険者証の複写を提出する場合は、コピーした後に被保険者等記号・番号を黒塗りして提出してください。

- ・個人番号カード(住民基本台帳カード(住所記載のあるもの。))

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで

個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

なお、個人番号カードの複写を提出する場合は、表面のみ複写してください。

- ・在留カード
- ・特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
- ・小型船舶操縦免許証
- ・運転経歴証明書
- ・猟銃・空気銃所持許可証
- ・宅地建物取引主任者証
- ・恩給証書
- ・児童扶養手当証書
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 等

② 郵送等により請求される場合

以下のいずれかの書類の複写及び住民票（ただし、各請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限ります。）を提出していただく必要があります。

なお、住民票に個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。

○ 開示請求書・訂正請求書・利用停止請求書に記載されている開示請求をする方の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている以下の書類。

- ・運転免許証
- ・健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険・船員保険の被保険者証、又は共済組合員証  
（注）被保険者証の複写を提出する場合は、住所又は居所を確認するために使用しますので、コピーした後に被保険者等記号・番号を黒塗りして提出してください。
- ・個人番号カード（住民基本台帳カード（住所記載のあるもの。））  
（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

なお、個人番号カードの複写を提出する場合は、表面のみ複写してください。

- ・在留カード
- ・特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
- ・小型船舶操縦免許証
- ・運転経歴証明書
- ・猟銃・空気銃所持許可証
- ・宅地建物取引主任者証
- ・恩給証書
- ・児童扶養手当証書
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 等

③ 任意代理人であることを証明する書類

・委任状については、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成された原本に限ります。）を添付するか又は委任者の運転免許証、個人番号カ

一ト等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付してください。